

令和6年度

公益財団法人神戸いきいき勤労財団事業概要

公益財団法人 神戸いきいき勤労財団

目 次

〔1〕 財団設立の趣旨	1
〔2〕 法人の概要	
1 名称	2
2 設立年月日	2
3 所在地	2
4 基本財産	2
5 機構	2
6 役職員数（常勤）	3
7 役員等	4
〔3〕 定款	5
〔4〕 令和5年度事業報告	
1 事業報告	13
2 事業別収支明細書	20
3 正味財産増減計算書	21
4 貸借対照表	22
5 財産目録	23
6 事業別収入明細書	24
7 事業別支出明細書	24
8 財務状況の推移	25
〔5〕 令和6年度事業計画	
1 事業計画	26
2 経営改善の取組状況	31
3 事業別予定収支明細書	32
4 予定正味財産増減計算書	33
5 予定貸借対照表	34
6 事業別予定収入明細書	35
7 事業別予定支出明細書	35
〔6〕 令和5年度主要事業計画・実績比較	36
〔7〕 主要事業の推移（令和3年度～令和5年度）	36

〔１〕財団設立の趣旨

当財団は、市民、事業者と行政の連帯と協力のもとに、中高年齢者の福祉の増進に関する事業並びに高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に基づくシルバー人材センターに関する事業等を行い、もって高齢社会における勤労者をはじめとする市民の福祉の向上と活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

〔2〕法人の概要

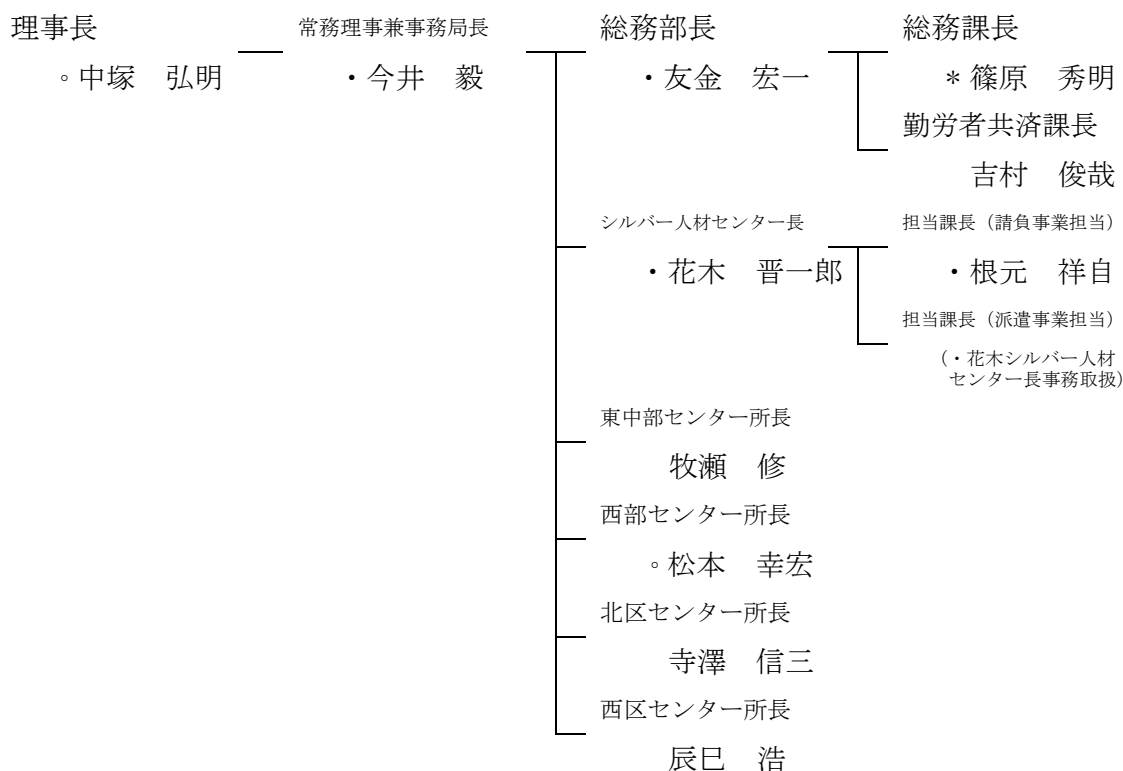
1 名 称 公益財団法人 神戸いきいき勤労財団
 ※ 平成 20 年 4 月 1 日 (財)神戸勤労福祉振興財団に(財)神戸市シルバー人材センターが統合し、名称を変更。平成 24 年 4 月 1 日 公益財団法人に移行。

2 設立年月日 設立許可 昭和 56 年 11 月 2 日
 設立登記 昭和 56 年 11 月 10 日

3 所 在 地 神戸市中央区江戸町 104 番地

4 基 本 財 産 30,000 千円 (出捐 神戸市 100%)

5 機 構 令和 6 年 7 月 1 日現在



・印は神戸市派遣職員
 ◦印は神戸市退職職員
 *印は神戸市再任用職員

6 役職員数（常勤）

令和6年7月1日現在

所 属		理 事 長	常務理事	部長・ 所 長	課 長	係	計
総 務 部	総 務 課	1	1 (1)	1 (1)	1	4	8 (2)
	勤労者共済課				1	6	7
シルバー人材 センター	本 部			1 (1)	1 (1)	8	10 (2)
	東中部センター			1		12	13
	西部センター			1		6	7
	北区センター			1		5	6
	西区センター			1		6	7
合 計		1	1 (1)	6 (2)	3 (1)	47	58 (4)

() 内は神戸市派遣職員数内書。臨時職員は除く。

7 役 員 等

令和6年7月1日現在（順不同）

（1）評議員

氏 名	所 属 団 体 ・ 職 名
田 中 康 秀	岡山商科大学副学長
長 谷 川 孝 之	連合神戸地域協議会議長
加 藤 明	連合神戸地域協議会副議長
岸 敏 幸	兵庫県経営者協会専務理事
松 原 守	神戸市シルバー人材センター会員
常 陰 朗 雄	兵庫県産業労働部労政福祉課長
大 畑 公 平	神戸市経済観光局長

（2）理事・監事

財団役職名	氏 名	所 属 団 体 ・ 職 名
理 事 長	中 塚 弘 明	
常務理事 兼事務局長	今 井 毅	神戸市経済観光局部長
理 事	宇 高 康 弘	連合神戸地域協議会事務局長
理 事	山 口 康 志	神戸労働者福祉協議会副会長
理 事	堺 幸 子	神戸市技能職団体連合会会長
理 事	今 津 由 雄	神戸商工会議所常議員
理 事	山 下 貴 子	同志社大学大学院ビジネス研究科教授
理 事	野 田 和 恵	神戸大学大学院保健学研究科准教授
理 事	黒 田 多 起 子	神戸市シルバー人材センター会員
監 事	清 宮 豊	近畿労働金庫常務執行役員 兵庫地区本部 本部長
監 事	落 合 奈 美	公認会計士・税理士

〔3〕定款

公益財団法人神戸いきいき勤労財団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人神戸いきいき勤労財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、市民、事業者と行政の連帯と協力のもとに、中高年齢者の福祉の増進に関する事業並びに高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づくシルバー人材センターに関する事業等を行い、もって高齢社会における勤労者をはじめとする市民の福祉の向上と活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 中高年齢者等の就業機会の開発及び就業相談
 - (2) 中高年齢者の福祉の増進に関する事業
 - (3) 高年齢者（概ね60歳以上で神戸市内に居住するものに限る。第4号及び第5号において同じ。）に対する臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）の機会の確保及び提供（就業又は収入を保障するためのものは除く。）
 - (4) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものに限る。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）若しくはその能力を活用して行う業務に係る就業（兵庫県知事から高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第39条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けたものに限る。）を希望する高年齢者への職業紹介事業又は労働者派遣事業の実施（就業又は収入を保障するためのものは除く。）
 - (5) 高年齢者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習会等の開催
 - (6) 神戸市勤労者福祉共済制度の運営
 - (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、兵庫県神戸市及びその周辺において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長(第21条に規定する理事長をいう。以下同じ。)が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる住所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員5名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員(2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第 13 条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 評議員に対する費用弁償の基準
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わな

なければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 20 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席評議員の中からその会議において選出された 2 名が、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 役員

(役員の設定)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 7 名以上 13 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1 名を専務理事、2 名以内を常務理事とすることができる。

4 第 2 項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般法人法」という。）上の代表理事とし、前項の専務理事及び常務理事をもって一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退

任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 26 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、評議員会が別に定める理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席した理事の互選により議長を選出する。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 34 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解散)

第 35 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 36 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 37 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 38 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 事務局

(事務局)

第 39 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議を経て理事長が任免する。

4 その他の職員は、理事長が任免する。

第 11 章 補則

(委任)

第 40 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

松村 英洋
小笠原 啓介
草薙 信久
岩 根 正
板 東 慧
浅 井 悟
大谷 幸正

- 4 この法人の設立登記の日に就任する理事は、次に掲げる者とする。

竹中 幸雄
天羽 章司
松井 信五郎
堀井 説也
奥田 耕作
小 寺 隆
佐野 末夫
横山 ひろみ
奥田 保子

- 5 この法人の最初の理事長は竹中幸雄、常務理事は、天羽章司とする。

- 6 この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げる者とする。

嶋田 輝男
清水 好央

別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	物量等
投資有価証券等	取得価額 30,000,000 円

附 則

この定款は、平成27年6月29日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年6月28日から施行する。

附 則

この定款は、令和5年4月1日から施行する。

〔４〕令和５年度事業報告

令和５年度は、新型コロナウイルス感染症の位置付けが感染症法上の５類に移行し、市民活動が元に戻りつつある中、「第５次中期経営計画」（対象期間：令和４～８年度）の２年目として、同計画において二本柱として位置付けた勤労者福祉共済事業およびシルバー人材センター事業それぞれについて、課題解決に向けた取組みを進めた。

勤労者福祉共済（ハッピーパック）事業は、神戸市からの事業移管を受け、当財団の自主事業として実施するもので、従来から実施している地域密着型サービスを充実させるとともに、新規事業としてインフルエンザ予防接種助成事業を開始した。また、コロナ禍において利用が低迷していたスポーツイベントやグルメ企画等のサービス水準の維持・向上をはかった。

令和３年度に導入した全国型サービスについては、登録キャンペーン等により登録者を増加させた。さらに、会員の利便性向上のため、ＩＣＴ化に向けたシステム改修の準備を進めた。

市内企業に向けてダイレクトメールの送付等営業活動を実施し、新規会員の確保に努めるとともに、サービスの充実により、会員である勤労者および企業等の福祉向上につなげてきた。

シルバー人材センター事業は、高齢者に対する生きがいづくりの場等としての就業機会の提供を通じて、高齢者の健康維持や、急激に進む高齢化の進行や労働力人口の減少に対する企業等の労働力として、その重要性がますます高まっている。

一方、社会情勢の変化等により経営環境が厳しくなる中、事務費率の改定、令和６年度からの年会費導入の準備を行う等経営改善の取組みを進めたほか、オンライン入会手続きの継続や会員向けＷＥＢサービスの開始等、利便性を向上させて新規会員の確保に取り組んだ。

また、請負・委任にかかる就業の適正化に継続して取り組んだほか、会員が安全に就業できるよう現場安全巡回や講習を実施する等、事故防止に努めた。

１ 事業報告

（１）勤労者福祉共済（ハッピーパック）事業

勤労者福祉共済（ハッピーパック）事業は、市内中小企業の事業主と当財団が協力し、従業員の福利厚生事業を実施することにより、従業員の意欲向上や定着、人材の確保等中小企業等の振興に寄与することを目的としている。

令和５年度は、第５次中期経営計画に掲げた具体的取組み内容を進めることにより、さらなるサービスの充実および加入促進・退会抑止につなげた。

① 地域密着型サービスの充実

従来から実施している「健康・相談・支援事業」、「レクリエーション事業」等の地域密着型サービスを充実させた。特に、コロナ禍において利用

が低迷していたスポーツイベントやグルメ企画等のサービス水準の維持・向上、福利厚生の充実をはかった。

また、物価高騰に対応するため、サービス全般における見直し、リニューアルを実施した。

ア 健康・相談・支援事業

- ・ 新規事業として、インフルエンザ予防接種助成事業を開始した。

イ レクリエーション事業

- ・ わくわくセレクションにて、新しいコースを追加して会員へのサービス向上に努めた。
- ・ 市内施設と連携してグルメ企画を開催したほか、有観客にてバンド・パーティを開催した。

② 全国型サービスの拡充

令和3年度より、従来の地域密着型サービスに加えて、民間の福利厚生サービス事業者と提携し「ハッピーバックぷらす」として全国型サービスを提供している。登録キャンペーンを実施することにより、登録者数を増加させ、活用いただくことにより、さらなる満足度の向上につなげた。

③ ICT化の推進

社会情勢の変化や新たな会員ニーズに適応した利便性の向上を進めるため、請求書のスマホ決済やホームページの機能拡充等、システム改修に向けての準備を進めた。

また、共済システムやホームページの改修を実施し、セキュリティを高める等の対策を行った。

④ 加入促進活動の実施

市内企業に向けて、ダイレクトメールの送付、電話営業および訪問勧誘を行った。

また、神戸商工会議所会報誌へのPR広告の掲出や、市内各所へのパンフレット等の配架を実施する等積極的な営業活動を行い、42社の新規加入につなげた。

⑤ 共済給付事業の実施

給付事業として、結婚・出産祝金、入学祝金、卒業・20歳祝品、還暦祝品、死亡弔慰金、傷病見舞金の「慶弔給付」とともに、同一企業で会員資格を得てから5・10・20年勤務された会員に贈呈する「永年勤続褒賞記念品支給」を実施した。

《事業実績》 会員数（令和6年3月31日現在）2,290社 43,635人

事業名	項 目	内 容	実 績
健康・相談・支援事業	人間ドック	兵庫県予防医学協会等	304件
	大腸がん検診	郵送による大腸がん検診	856件
	相談・支援業務等	法律相談、心の健康相談、子育て支援等	35件
	健康づくり支援	家庭常備薬のあっせん	4,333件
		インフルエンザ予防接種助成（令和5年度新規）	2,656件
レクリエーション事業	わくわくセレクション	観劇、コンサート、ランチ等のコースから選択	43,055人
	日帰りバスツアー	日帰りの推奨旅行	444人
	スポーツ大会等	ソフトボール、フットサル、ウォーキング、ソフトバレー等	687人
	親子体験教室	親子体験企画（北野工房）	166人
	保養所利用助成	東急ホテルズ、休暇村、亀の井ホテル等	810人
	映画・演劇等	映画、演劇、コンサートチケットのあっせん	8,191人
	旅行割引等	旅行社のパック旅行助成	692人
	レジャー施設借上等	施設入場券あっせん、プロ野球、Jリーグ等	6,974人
	クラブ活動助成	軟式野球、卓球、バドミントン	269人
	スポーツクラブ	神戸YMCA、天王ダムスポーツガーデン	648人
	その他企画イベント	ビアガーデン、ホテルランチビュッフェ、クリスマスケーキ他	1,001人
その他の事業	講座・セミナー	講座助成、退職準備セミナー、オンラインセミナー等	297人
	共済ニュースの発行等	ハッピーパックニュース（月1回）	全会員
		利用ガイド（年1回発行）	全会員
	ホームページ等の運営	ホームページのユーザー件数	65,378件
		ホームページのアクセス件数	344,699件
		メールマガジン登録者数	3,293人
	ハッピーパックぷらす	利用人数	44,980人
		会員登録者数	5,205人
		メールマガジン登録者数	2,822人

（共済給付事業）

事業名	項 目	内 容	実 績
給付事業	慶弔給付	結婚祝金、死亡弔慰金、還暦祝品 等	6,036件
	永年勤続褒賞	記念品支給（勤続5・10・20年）	3,875件

(2) シルバー人材センター事業

シルバー人材センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された団体で、神戸市在住で 60 歳以上の高年齢者に対し、「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務にかかる就業」を通じた生きがいづくりの場を提供している。

また、高年齢者の知恵と経験を子育てや介護等の部門に生かすことにより、若い世代の就業や生活を支援し、地域に密着した社会貢献を行っている。

令和 5 年度は、社会情勢の変化等により経営環境が厳しくなる中、経費の節減や令和 5 年 10 月より事務費率を 14%に改定し、令和 6 年度からは年会費を導入し、さらなる経営改善に取り組んでいる。

また、会員向けWEBサービスの拡大による会員サービス向上を通じた新規会員確保や、会員の安全就業や適正就業への取組みを進めた。

① 会員の確保

ホームページの専用サイトよりいつでも入会手続きができる「オンライン入会手続き」により、新規会員確保に取り組んだ。

なお、オンライン入会手続きが利用できない方には、電話等により資料・申込書を送付する等柔軟に対応した。

また、神戸市が実施するシニア地域別就職面接会やハローワーク等と連携した各種イベントに参画し、新規会員確保に努めた。

さらに、会員サービス向上のため、会員向けWEBサービスである「Smile to Smile」を開設し、タイムリーな就業情報の配信、配分金明細書や機関紙である「安全就業だより」をスマートフォン等からいつでも確認できるサービスを開始した。

② 安全・適正就業の推進

会員の安全就業を推進するため、会員安全就業推進委員会（原則：毎月 1 回）のもと、より安全な就業を目指し、安全就業基準の見直しや現場安全巡回を実施（計 1,084 か所）するとともに、刈払機講習・自動車運転者講習等の会員向け研修を実施したほか、「安全就業だより」（年 10 回）、「シルバーニュース」（年 2 回）を発行し、安全意識共有への取組みを行った。

また、請負・委任業務になじみにくい業務について、発注者や会員に理解を求めながら、シルバー派遣事業等への切替えを進め、適正就業に取り組んだ。

③ 就業開拓の推進

会員の就業選択の幅を拡大することにより、より多くの会員が就業できるよう、民間人材のノウハウを活用した新規就業開拓営業チームを設置し、民間企業等の訪問による受注開拓を行ったほか、既契約先への受注拡大の

働きかけを行った。

また、「広報紙KOB E」をはじめとした各種広報媒体やホームページを活用し、事業のPRに努めた。

④ 地域に密着した事業の展開

家庭やマンション管理組合を対象とした庭木の手入れや水やり、出前託児（ぴよぴよ隊事業）等の子育て支援サービスを実施するとともに、近年社会問題化している空家等の管理業務への取組みや神戸市と連携して空家・空地の除草作業の周知を行った。

また、市外在住の方には、ふるさと納税の返礼品として空地等の除草作業を実施した。

⑤ 会員の自主的活動

5月に西区のプレンティ広場で開催された『西区みどりと太陽のまつり』および9月に中央区のスペースシアターで開催された『シルバーフェスティバル』に出展参加し、シルバー人材センターのPR活動を行った会員自主活動グループ『WAFU de 小物』の活動を支援した。

また、11月に会員ボランティアによる神戸マラソンクリーンアップ作戦の活動を支援した。

⑥ 高齢者就業促進に関する神戸市や関係機関との連携

高齢者就業促進に関する取組みを実施する神戸市やハローワークと連携・協力し、ホームページにタイムリーに情報を掲載する等高齢者の就業機会拡大に努めた。

⑦ シルバー派遣事業および有料職業紹介事業

会員に臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務にかかる就業の機会を提供し、高年齢者の多様な働き方へのニーズに対応するため、（公社）兵庫県シルバー人材センター協会が実施する労働者派遣事業（シルバー派遣事業）および有料職業紹介事業の実施事業所として、事業を実施した。

《事業実績》 (注) 有料職業紹介事業を除く。

〈1〉 総 括

	会員数 (人)	契約金額 (千円)	就業延人員 (人日)	契約件数 (件)
4 月	11, 273	217, 860	44, 685	2, 842
5 月	11, 375	216, 723	44, 060	399
6 月	11, 477	241, 918	47, 423	622
7 月	11, 485	236, 409	46, 709	662
8 月	11, 519	221, 568	44, 723	446
9 月	11, 585	230, 488	45, 565	555
10月	11, 662	245, 460	45, 947	923
11月	11, 731	249, 905	46, 482	643
12月	11, 760	238, 530	44, 454	506
1 月	9, 630	205, 944	40, 658	262
2 月	9, 419	203, 525	40, 666	226
3 月	6, 565	216, 044	42, 103	168
合計	6, 565	2, 724, 374	533, 475	8, 254

〈2〉 区別会員数

	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	合計
男性 (人)	431	304	256	265	758	216	436	456	837	3, 959
女性 (人)	290	233	257	254	382	191	251	287	461	2, 606
計 (人)	721	537	513	519	1, 140	407	687	743	1, 298	6, 565
構成比	11. 0%	8. 2%	7. 8%	7. 9%	17. 4%	6. 2%	10. 4%	11. 3%	19. 8%	100. 0%

〈3〉 年齢階層別会員数

	～64 歳		65 歳～		70 歳～		75 歳～		80 歳～		合計	
	人	構成比	人	構成比	人	構成比	人	構成比	人	構成比	人	構成比
男性	73	1. 1%	590	9. 0%	1, 517	23. 1%	1, 286	19. 6%	493	7. 5%	3, 959	60. 3%
女性	119	1. 8%	525	8. 0%	1, 036	15. 8%	702	10. 7%	224	3. 4%	2, 606	39. 7%
全体	192	2. 9%	1, 115	17. 0%	2, 553	38. 9%	1, 988	30. 3%	717	10. 9%	6, 565	100. 0%

〈４〉 発注者別事業実績

発注先	契約金額		就業延人員	
	千円	構成比	人日	構成比
民間企業	1,919,408	70.4%	401,430	75.2%
家庭・個人	310,188	11.4%	55,772	10.5%
公共団体	309,902	11.4%	45,821	8.6%
外郭団体	184,876	6.8%	30,452	5.7%
合 計	2,724,374	100.0%	533,475	100.0%

〈５〉 職群別事業実績

職 群	職種名（例示）	契約金額		就業延人員		契約件数	
		千円	構成比	人日	構成比	件	構成比
専門技術	パソコン訪問指導、一般経理事務、設備保守点検	13,848	0.5%	2,740	0.5%	49	0.6%
技 能	植木剪定、製品製作、各種組立加工	172,239	6.3%	19,870	3.7%	2,861	34.7%
事務整理	文書整理事務、調査事務	13,048	0.5%	1,940	0.4%	50	0.6%
管理監視	建物管理、駐輪管理	110,163	4.0%	19,812	3.7%	121	1.4%
折衝外交	配布、販売補助	69,452	2.6%	15,135	2.8%	52	0.6%
一般作業	清掃作業、除草作業、軽作業	1,180,351	43.3%	270,738	50.8%	3,745	45.4%
サー ビス	家事援助サービス、老人介助	92,726	3.4%	25,815	4.8%	715	8.7%
請負合計		1,651,827	60.6%	356,050	66.7%	7,593	92.0%
派遣事業		1,072,547	39.4%	177,425	33.3%	661	8.0%
合 計		2,724,374	100.0%	533,475	100.0%	8,254	100.0%

2 事業別収支明細書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日, 単位: 円)

科 目		収 入	支 出	収 支 差
公益目的事業会計		2,117,599,754	2,122,870,765	△ 5,271,011
	勤労者福祉共済事業	238,277,566	245,785,820	△ 7,508,254
	シルバー人材センター事業	1,879,322,188	1,877,084,945	2,237,243
収益事業等会計		100,580,379	104,948,036	△ 4,367,657
	共済給付事業	100,580,379	104,948,036	△ 4,367,657
法人会計		16,229,749	19,429,180	△ 3,199,431
合 計		2,234,409,882	2,247,247,981	△ 12,838,099

※神戸市からの収入

補助金 65,000,000 円

3 正味財産増減計算書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日, 単位: 円)

科 目	金 額	
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
基本財産運用益	109,067	
特定資産運用益	1,150,787	
事業収益	2,046,547,410	
受取補助金等	131,050,000	
受取助成金等	15,186,393	
雑収益	40,108,466	
経常収益 計		2,234,152,123
(2) 経常費用		
事業費	2,212,632,408	
管理費	19,429,180	
経常費用 計		2,232,061,588
当期経常増減額		2,090,535
2. 経常外増減の部		
(1) 経常外収益	0	
経常外収益 計		0
(2) 経常外費用	0	
経常外費用 計		0
当期経常外増減		0
税引前当期一般正味財産増減額		2,090,535
法人税、住民税および事業税		0
当期一般正味財産増減額		2,090,535
一般正味財産期首残高		615,645,151
一般正味財産期末残高		617,735,686
II 指定正味財産増減の部		
特定資産運用益		739,265
一般正味財産への振替額		△ 15,667,899
当期指定正味財産増減額		△ 14,928,634
指定正味財産期首残高		817,693,633
指定正味財産期末残高		802,764,999
III 正味財産期末残高		1,420,500,685

4 貸借対照表

(令和6年3月31日現在, 単位: 円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	139,646,944	未払金	23,589,625
立替金	80,764	未払配分金	108,185,497
未収金	185,454,723	未払費用	2,509,536
未収利息	378,445	未払消費税等	4,168,200
前払金	3,947,126	前受金	94,922
貸倒引当金	△ 823,261	預り金	4,198,284
流動資産合計	328,684,741	賞与引当金	15,923,861
2. 固定資産		流動負債合計	158,669,925
(1) 基本財産		2. 固定負債	
投資有価証券	20,000,000	退職給付引当金	5,751,851
定期預金	10,000,000	固定負債合計	5,751,851
基本財産合計	30,000,000	負債合計	164,421,776
(2) 特定資産			
準基本財産	160,000,000	III 正味財産の部	
特別事業積立預金	23,000,000	1. 指定正味財産	
退職給付引当資産	5,751,851	寄附金	800,419,755
減価償却引当資産	83,760	助成金	2,345,244
損失準備引当資産	38,883,180	指定正味財産合計	802,764,999
共済事業引当資産	303,325,160	(うち基本財産への充当額)	(30,000,000)
共済給付準備資産	467,094,595	(うち特定資産への充当額)	(772,764,999)
財政運営資金積立資産	192,300,000	2. 一般正味財産	617,735,686
建物附属設備	2,345,244	(うち特定資産への充当額)	(414,266,940)
特定資産合計	1,192,783,790	正味財産合計	1,420,500,685
(3) その他固定資産			
建物	11,298,084		
建物附属設備	2,531,595		
構築物	708,357		
什器備品	1,833,208		
車輛運搬具	4		
出資金	21,000		
電話加入権	2,249,832		
預託金	22,050		
敷金	14,479,800		
保証金	310,000		
その他固定資産合計	33,453,930		
固定資産合計	1,256,237,720		
資産合計	1,584,922,461	負債及び正味財産合計	1,584,922,461

5 財産目録

(令和6年3月31日現在, 単位: 円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		その他固定資産	
流動資産		建物	11,298,084
現金預金		建物附属設備	2,531,595
現金	355,280	構築物	708,357
普通預金		什器備品	
日新信用金庫 他	139,291,664	スライドキャビネット 他	1,833,208
立替金	80,764	車輛運搬具	4
未収金		出資金	
シルバー事業収入 他	185,454,723	日新信用金庫 他	21,000
未収利息	378,445	電話加入権	2,249,832
前払金		預託金	
事務所賃借料 他	3,947,126	シルバー車輛再資源化預託金	22,050
貸倒引当金	△ 823,261	敷金	
流動資産合計	328,684,741	事務所 他	14,479,800
固定資産		保証金	
基本財産		駐車場 他	310,000
投資有価証券		その他固定資産合計	33,453,930
令和4年度こうべSDGs市民債	20,000,000	固定資産合計	1,256,237,720
定期預金		資産合計	1,584,922,461
大阪協栄信用組合	10,000,000	(負債の部)	
基本財産合計	30,000,000	流動負債	
特定資産		未払金	
準基本財産		委託費 他	23,589,625
普通預金 日新信用金庫	160,000,000	未払配分金	
特別事業積立預金		シルバー会員に対する配分金	108,185,497
普通預金 日新信用金庫 他	23,000,000	未払消費税	4,168,200
退職給付引当資産		未払費用	
普通預金 日新信用金庫	5,751,851	社会保険料 他	2,509,536
減価償却引当資産		前受金	
普通預金 三井住友銀行	83,760	シルバー事業	94,922
損失準備引当資産		預り金	
普通預金 三井住友銀行	38,883,180	所得税 他	4,198,284
共済事業引当資産		賞与引当金	15,923,861
投資有価証券 他	303,325,160	流動負債合計	158,669,925
共済給付準備資産		固定負債	
投資有価証券 他	467,094,595	退職給付引当金	5,751,851
財政運営資金積立資産		固定負債合計	5,751,851
普通預金 三井住友銀行	192,300,000	負債合計	164,421,776
建物附属設備	2,345,244	(正味財産の部)	
特定資産合計	1,192,783,790	正味財産合計	1,420,500,685
		負債及び正味財産合計	1,584,922,461

6 事業別収入明細書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日, 単位: 円)

科 目	収 入	内 訳		
		事業収入	補助金 収 入	その他 収 入
公益目的事業会計	2, 117, 599, 754	1, 956, 297, 668	131, 050, 000	30, 252, 086
勤労者福祉共済事業	238, 277, 566	209, 865, 938	0	28, 411, 628
シルバー人材センター事業	1, 879, 322, 188	1, 746, 431, 730	131, 050, 000	1, 840, 458
収益事業等会計	100, 580, 379	90, 249, 742	0	10, 330, 637
共済給付事業	100, 580, 379	90, 249, 742	0	10, 330, 637
法人会計	16, 229, 749	0	0	16, 229, 749
合 計	2, 234, 409, 882	2, 046, 547, 410	131, 050, 000	56, 812, 472

7 事業別支出明細書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日, 単位: 円)

科 目	支 出	内 訳	
		人件費	物件費
公益目的事業会計	2, 122, 870, 765	257, 647, 602	1, 865, 223, 163
勤労者福祉共済事業	245, 785, 820	27, 905, 220	217, 880, 600
シルバー人材センター事業	1, 877, 084, 945	229, 742, 382	1, 647, 342, 563
収益事業等会計	104, 948, 036	11, 959, 380	92, 988, 656
共済給付事業	104, 948, 036	11, 959, 380	92, 988, 656
法人会計	19, 429, 180	15, 864, 438	3, 564, 742
合 計	2, 247, 247, 981	285, 471, 420	1, 961, 776, 561

8 財務状況の推移

(単位：千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	4→5増減
正味財産増減計算書	一般正味財産増減の部	当期経常増減額	3,869 ▲ 22,288	2,091	24,379
		経常収益	3,413,285	2,621,362	2,234,152 ▲ 387,210
		うち公益	3,304,189	2,449,681	2,117,497 ▲ 332,184
		うち公益以外	109,096	171,681	116,655 ▲ 55,026
		経常費用	3,409,416	2,643,650	2,232,061 ▲ 411,589
		うち事業費（公益）	3,304,498	2,473,806	2,112,205 ▲ 361,601
		うち事業費（公益以外）	100,013	95,361	100,427 5,066
		うち管理費（公益）	0	0	0 0
		うち管理費（公益以外）	4,905	74,483	19,429 ▲ 55,054
		評価損益等	0	0	0 0
		当期経常外増減額	15,378	0	0 0
		経常外収益	37,424	0	0 0
		経常外費用	22,046	0	0 0
		法人税、住民税及び事業税	222	0	0 0
		当期一般正味財産増減額	19,025 ▲ 22,288	2,091	24,379
		一般正味財産期首残高	618,908	637,933	615,645 ▲ 22,288
		一般正味財産期末残高	637,933	615,645	617,736 2,091
	指定正味財産	当期指定正味財産増減額	▲ 117 ▲ 116	▲ 14,929	▲ 14,813
		指定正味財産増加額	0	0	739 739
		指定正味財産減少額	117	116	15,668 15,552
		うち一般正味財産への振替額	117	116	15,668 15,552
		指定正味財産期首残高	817,927	817,810	817,694 ▲ 116
		指定正味財産期末残高	817,810	817,694	802,765 ▲ 14,929
	正味財産期首残高		1,436,835	1,455,743	1,433,339 ▲ 22,404
	当期正味財産増減		18,908 ▲ 22,404	▲ 12,838	9,566
	正味財産期末残高		1,455,743	1,433,339	1,420,501 ▲ 12,838
貸借対照表（B／S）	資産合計		1,715,589	1,614,425	1,584,922 ▲ 29,503
	流動資産		437,404	343,018	328,685 ▲ 14,333
	固定資産		1,278,185	1,271,407	1,256,237 ▲ 15,170
	うち建物		12,416	11,857	11,298 ▲ 559
	負債合計		259,846	181,086	164,422 ▲ 16,664
	流動負債		256,237	176,552	158,670 ▲ 17,882
	うち短期借入金		0	0	0 0
	固定負債		3,609	4,534	5,752 1,218
	うち長期借入金		0	0	0 0
	正味財産合計		1,455,743	1,433,339	1,420,501 ▲ 12,838
	指定正味財産		817,810	817,694	802,765 ▲ 14,929
	一般正味財産		637,933	615,645	617,736 2,091

〔５〕令和６年度事業計画

令和６年度は、「第５次中期経営計画」（対象期間：令和４年度～令和８年度）の３年度にあたる。

同計画においては、勤労者福祉共済（ハッピーパック）事業およびシルバー人材センター事業を当財団事業の二本柱として位置付け、それぞれの事業について課題を洗い出し、その課題に向けた具体的な取り組み内容を盛り込んでいる。

両事業について具体的な取り組みを進めることにより「勤労者をはじめとする市民の福祉の向上と活力ある地域社会づくりに寄与する」という当財団の目的の達成を目指すものである。

さらに、中小企業支援としての福利厚生事業および人材確保としての高齢者のマッチング機能の双方を有効活用するため、公益財団法人神戸市産業振興財団との事業統合に向けた検討を進め、双方のネットワークを活かして雇用施策と産業振興施策を一体的に推進していく。

勤労者福祉共済事業は、市から事業移管後、当財団の自主事業として会員ニーズの把握に努め、従来から提供している地域密着型サービスに加え、全国型サービスの導入やインフルエンザ予防接種助成等サービスの充実をはかってきた。

シルバー人材センター事業は、高齢化の進行や労働力不足により高年齢者に対する生きがいづくりの場等としての就業機会の提供の重要性が、ますます高まっている。

一方で社会情勢の変化等により経営環境が厳しくなっており、勤労者福祉共済事業においてはメリハリのあるサービスのリニューアルを順次実施することで、諸物価の高騰に対応していくとともに、会員の確保をはかることにより、安定的な運営に努め、会員である勤労者の福祉のさらなる増進をはかる。また、シルバー人材センター事業においては、経費の削減や令和５年１０月からの事務費率改定に加え、令和６年度については、会員からの年会費導入を行い、引き続き経営改善に取り組む。

併せて、シルバー会員のサービス向上をはかるため、会員向けWEBサービスを活用してタイムリーに就業情報等を提供するとともに、引き続きオンライン入会手続き等WEBを活用した情報提供・ペーパーレス化の推進や契約の大半を占める請負・委任にかかる就業の適正化に積極的に取り組む。加えて、会員の安全就業対策についても引き続き推進し、就業中の事故防止に努める。

さらに、効率的・効果的な事業実施に向け、市や関係機関等とのさらなる連携強化を検討していく。

１ 事業計画

（１）勤労者福祉共済（ハッピーパック）事業

勤労者福祉共済（ハッピーパック）事業は、市内企業の事業主と当財団が協力し、従業員の福利厚生事業を実施することにより、従業員の意欲向上や定着、人材の確保等中小企業等の振興に寄与することを目的としている。

神戸市からの事業移管後、民間福利厚生代行サービスの導入やインフルエンザ予防接種助成の開始等のサービス拡充を進めてきた。

また、市内企業に対して福利厚生の重要性を周知していくことにより、新規加入促進に取り組んでいく。

令和6年度は、第5次中期経営計画に掲げた具体的取組み内容を進めることにより、さらなるサービスの充実および加入促進・退会抑止につなげる。

① 地域密着型サービスの充実

従来から実施している「健康・相談・支援事業」、「レクリエーション事業」等の地域密着型サービスの充実への取組強化を進めるとともに、新たな会員ニーズへの適応として、子育て世代のニーズに対応した新たな子育て支援サービスの提供や、子供向けイベント、親子体験教室等若い世代をターゲットにしたサービスを拡充していく。

令和4年度に実施したアンケート調査結果を踏まえ、令和5年度はインフルエンザ予防接種助成をスタートさせたように、引き続きメリハリのあるサービスのリニューアルを順次実施していく。

ア 健康・相談・支援事業

(ア)人間ドック等の利用補助 (イ)法律・心の健康相談 (ウ)子育て支援事業 (エ)家庭常備薬のあっせん (オ)インフルエンザ予防接種助成

イ レクリエーション事業

(ア)わくわくセレクション (イ)保養所利用助成 (ウ)パック旅行費用の割引および助成 (エ)映画、観劇チケット等の割引斡旋 (オ)日帰りバスツアー (カ)レジャー施設やスポーツクラブ等の利用割引 (キ)スポーツ大会、バンドパーティ、夏休み・春休み親子体験教室等

② 全国型サービスの魅力発信

令和3年度より、従来の地域密着型サービスに加え、民間の福利厚生サービス事業者と提携し、「ハッピーパックぷらす」として全国型サービスの充実をはかっている。

令和6年度も、「ハッピーパックぷらす」の魅力をPRするとともに、地域密着型サービスとの補完、相乗効果により一層の利用者満足・加入促進につなげる。

ア 「ハッピーパックぷらす」の概要

(ア)全国1,000以上の遊園地・テーマパーク等のレジャー施設 (イ)20,000軒以上の宿泊施設 (ウ)1,000以上の日帰り湯施設 (エ)40,000店以上のカジュアルグルメ店等 (オ)これまで未提携の全国系列映画館 (カ)その

他 200,000 以上の施設利用

③ ICT化の推進

社会情勢の変化や新たな会員ニーズに適応した利便性の向上を進めるため、決済のキャッシュレス化、会員企業等とのデータ連携、ホームページの機能拡充等 ICT化を推進する。

令和6年度は、請求書のスマホ決済での支払いや、利便性が向上するシステム改修を中心に進めていく。

④ 共済給付事業の実施

市の直営事業を承継した給付事業として、(ア)結婚・出産祝金、入学祝金、卒業・20歳祝品、還暦祝品、死亡弔慰金、傷病見舞金の「慶弔給付」および (イ)同一企業で会員資格を得てから5・10・20年勤務された会員に贈呈する「永年勤続褒賞記念品支給」の2事業を実施する。

(2) シルバー人材センター事業

シルバー人材センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された団体であり、市内在住で60歳以上の高年齢者に対し、「臨時的就業又はその他の軽易な業務にかかる就業」を通じた生きがいづくりの場を提供している。

シルバー人材センター事業は、フレイルの予防の三本柱である「栄養」、「運動」、「社会参加」のうち、「運動」と「社会参加」に役立ち、市民の健康寿命延伸にも寄与できる事業である。

人口減少社会の到来により、生産年齢人口の割合は減少し、出生数が減少するとともに、高齢化率はさらに高まり、労働力不足が顕在化する。このような状況の中、シルバー人材センター事業の重要性はますます高まる。

一方、社会情勢の変化等により経営環境が厳しくなる中、経費の削減や令和5年10月より事務費率を14%に改定したが、令和6年度からは年会費を導入し、さらなる経営改善に取り組むとともに、会員向けWEBサービスの拡大による会員サービス向上をはかる。

今後会員がより高齢化することが予想されるが、引き続き就業を通じた生きがいづくりの場を提供し、高年齢者の福祉の増進と活力ある地域づくりに貢献していく。

① 会員確保と意識・能力向上

ア 新規会員確保

専用サイトからいつでも入会手続きができるようオンライン入会説明会を中心に、利便性を高めることで新規会員確保に努める。

なお、オンライン入会説明会が利用できない方には、電話等により説明

会資料・申込書を送付する等柔軟に対応していく。

また、WEBを活用した情報提供・ペーパーレス化を推進するほか、神戸市やハローワーク等と連携した各種イベントを開催し、新規会員確保をはかっていく。

イ 会員の意識・能力向上・フォローアップ

市民が安心してサービスを利用できるよう、刈払機の実技講習の実施や、(公社)兵庫県シルバー人材センター協会が開催する技能講習会の受講案内をシルバー人材ニュースにより行う等、「リスクリング」により会員の意識・能力向上をはかっていく。

また適正就業の推進により増加している派遣会員に対しても、ビジネスマナーや接遇、労働法規等の講習会を継続して実施していく。

さらに就業場所を訪問することにあわせて就業状況を聞き取る等、会員のフォローアップを行う。

② 安全・適正就業

ア 安全就業の環境づくり

会員がより高齢化するなか、事故の発生を防ぐため、入会時に「安全就業の手引き」を配布するとともに、就業紹介時に意識啓発を行う。

また、より安全な就業を目指して令和5年度に安全就業基準の見直しを行ったが、引き続き毎月発行する「安全就業だより」やホームページ等を通じて、安全第一の就業の徹底をはかる。

特に傷害事故の大半を占める転倒による事故の減少をはかるため、神戸市と連携をはかりながら、フレイル予防等の啓発を「安全就業だより」に掲載する等注意喚起をはかる。さらに現場安全巡回を継続し、安全上の課題等を確認していく。

イ 適正就業の推進

適正就業について、継続した検証を行い、指揮命令がある等請負・委任になじまない就業については、兵庫県シルバー人材センター協会が実施する労働者派遣事業（シルバー派遣事業）への切替えを依頼する等、就業形態に合わせた契約を締結する。

併せてワークシェアリングを進め、より多くの会員の就業機会を確保する。

③ 高齢者就業促進に関する神戸市や関係機関との連携

高齢者就業促進に関する神戸市や関係機関とのさらなる連携の強化に加え、高年齢者に対する就業支援をより効果的・効率的に実施していくための拡充策を検討していく。

また、令和5年度に実施した新規就業開拓営業チームの実績も踏まえ、

高齢化する会員が安心して就業できる新たな就業先の開拓を進める。

④ シルバー派遣事業および有料職業紹介事業

シルバー派遣事業および有料職業紹介事業の実施事務所として、高年齢者の就業に適した、臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務への雇用を希望する高年齢者の求職活動を支援する。

⑤ デジタル化推進による会員サービス向上と業務効率化

現在、会員サービス向上をはかるため、会員向けWEBサービスである「Smile to Smile」の活用を積極的に推進している。タイムリーな就業情報の配信、配分金明細書や機関紙である「安全就業だより」がスマートフォン等からいつでも確認できるサービスを行っている。また、令和6年11月のフリーランス新法施行により、会員への就業条件明示が義務化されることから、「Smile to Smile」を活用し効率的に業務を行う。

2 経営改善の取組状況

当財団では、神戸市の外郭団体として、市との連携、協力のもと、勤労者福祉共済事業およびシルバー人材センター事業を二本柱として位置付け、令和4年度を初年度とする第5次中期経営計画（計画期間4年度～8年度）に基づき、「勤労者をはじめとする市民の福祉の向上と活力ある地域社会づくりに寄与する」という目的に向け、着実かつ安定的に事業を実施している。

令和6年度予算の編成に際しては、社会情勢の変化等により経営環境が厳しくなっている中、勤労者福祉共済事業においてはサービス・利便性の向上、会員の確保をはかるとともに、シルバー人材センター事業においては経費削減や事務費率改定、年会費導入、会員サービスの向上等、経営改善および経営基盤の強化をはかることとしている。

（1）勤労者福祉共済（ハッピーパック）事業

低廉で安定的・持続的で魅力あるサービスの提供や利便性の向上に努め、スケールメリットを活かした安定的な事業運営のため会員数の維持拡大に取り組み、会員のさらなる福祉増進に寄与する。

具体的には、①新規会員の獲得・退会防止のため、令和3年度から、地域密着の福利厚生サービスに加え、サービス対象を全国に広域化した「ハッピーパックぷらす」を導入、さらに②未加入企業への加入勧誘や各種団体への事業説明によるアプローチの強化、③他都市・団体との情報交換を密にして新しいサービスの開拓、④地域に密着したサービスの充実、⑤WEB申込機能の拡充やキャッシュレスの導入等利便性向上施策を進めていく。

（2）シルバー人材センター事業

高年齢者の知恵と経験を生かした幅広い分野の就業開拓に積極的に取り組むとともに、様々な経歴を有する多くの会員を確保し、高年齢者に就業を通じた生きがいづくりの場を提供する。

具体的には、①会員確保に関しては、専用WEBサイトからいつでも入会手続きができるオンライン入会手続きを継続するとともに、スマートフォン等から配分金明細書やお知らせが確認できる会員向けWEBサービスを活用し、利便性を高めることで新規会員のさらなる確保に努める。②高齢化する会員が安心して就業できる新たな就業先の開拓を進める。③神戸市やハローワークと連携した広報活動を実施する。④シルバー人材センターにおける会員確保や就業開拓、安全・適正就業推進等のサービス拡充にかかる経費の増加に対応するため、令和5年10月から事務費率を改定するとともに、令和6年度から年会費を導入した。

3 事業別予定収支明細書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日, 単位: 千円)

科 目		収 入	支 出	収 支 差
公益目的事業会計		2,107,305	2,075,449	31,856
	勤労者福祉共済事業	238,975	246,680	△ 7,705
	シルバー人材センター事業	1,868,330	1,828,769	39,561
収益事業等会計		106,150	110,245	△ 4,095
	共済給付事業	106,150	110,245	△ 4,095
法人会計		1,783	6,233	△ 4,450
合 計		2,215,238	2,191,927	23,311

※神戸市からの収入

補助金 65,000 千円

4 予定正味財産増減計算書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日, 単位: 千円)

科 目	金 額	
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
基本財産運用益	109	
特定資産運用益	3,140	
事業収益	2,042,638	
受取補助金等	130,000	
受取助成金等	15,116	
雑収益	24,235	
経常収益 計		2,215,238
(2) 経常費用		
事業費	2,170,578	
管理費	6,233	
経常費用 計		2,176,811
当期経常増減額		38,427
2. 経常外増減の部		
(1) 経常外収益	0	
経常外収益 計		0
(2) 経常外費用	0	
経常外費用 計		0
当期経常外増減		0
税引前当期一般正味財産増減額		38,427
法人税、住民税および事業税		0
当期一般正味財産増減額		38,427
一般正味財産期首残高		617,736
一般正味財産期末残高		656,163
II 指定正味財産増減の部		
一般正味財産への振替額		△ 15,116
当期指定正味財産増減額		△ 15,116
指定正味財産期首残高		802,765
指定正味財産期末残高		787,649
III 正味財産期末残高		1,443,812

5 予定貸借対照表

(令和7年3月31日現在, 単位: 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	194,996	未払金	22,831
立替金	102	未払配分金	101,343
未収金	182,306	未払費用	2,786
未収利息	378	未払消費税等	24,048
前払金	3,943	前受金	132
貸倒引当金	△ 1,023	預り金	2,291
流動資産合計	380,702	賞与引当金	17,586
2. 固定資産		流動負債合計	171,017
(1) 基本財産		2. 固定負債	
投資有価証券	20,000	退職給付引当金	6,980
定期預金	10,000	固定負債合計	6,980
基本財産合計	30,000	負債合計	177,997
(2) 特定資産			
準基本財産	160,000	III 正味財産の部	
特別事業積立預金	23,000	1. 指定正味財産	
退職給付引当資産	6,980	寄附金	785,420
減価償却引当資産	84	助成金	2,229
損失準備引当資産	38,883	指定正味財産合計	787,649
共済事業引当資産	292,975	(うち基本財産への充当額)	30,000
共済給付準備資産	462,445	(うち特定資産への充当額)	757,649
財政運営資金積立資産	192,300	2. 一般正味財産	656,163
建物附属設備	2,229	(うち特定資産への充当額)	414,267
特定資産合計	1,178,896	正味財産合計	1,443,812
(3) その他固定資産			
建物	10,739		
建物附属設備	2,365		
構築物	599		
什器備品	1,425		
出資金	21		
電話加入権	2,250		
預託金	22		
敷金	14,480		
保証金	310		
その他固定資産合計	32,211		
固定資産合計	1,241,107		
資産合計	1,621,809	負債及び正味財産合計	1,621,809

6 事業別予定収入明細書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日, 単位: 千円)

科 目	収 入	内 訳		
		事業収入	補助金 収 入	その他 収 入
公益目的事業会計	2,107,305	1,948,770	130,000	28,535
勤労者福祉共済事業	238,975	210,556	0	28,419
シルバー人材センター事業	1,868,330	1,738,214	130,000	116
収益事業等会計	106,150	93,868	0	12,282
共済給付事業	106,150	93,868	0	12,282
法人会計	1,783	0	0	1,783
合 計	2,215,238	2,042,638	130,000	42,600

7 事業別予定支出明細書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日, 単位: 千円)

科 目	支 出	内 訳	
		人件費	物件費
公益目的事業会計	2,075,449	263,797	1,811,652
勤労者福祉共済事業	246,680	27,924	218,756
シルバー人材センター事業	1,828,769	235,873	1,592,896
収益事業等会計	110,245	12,545	97,700
共済給付事業	110,245	12,545	97,700
法人会計	6,233	2,359	3,874
合 計	2,191,927	278,701	1,913,226

〔 6 〕 令和 5 年度主要事業計画・実績比較

項 目	計 画	実 績
勤労者福祉共済（ハッピーパック）事業	1. 従来型サービスの充実 2. 新たな会員ニーズへの適応 3. ICT化の推進	年度末時点での 会員数 43,635 人
シルバー人材センター事業	1. 会員確保と意識・能力向上 2. 安全・適正就業 3. 神戸市との連携	契約金額 2,724 百万円
		契約件数 8,254 件
		会員就業率 78.9 %

〔 7 〕 主要事業の推移（令和 3 年度～令和 5 年度）

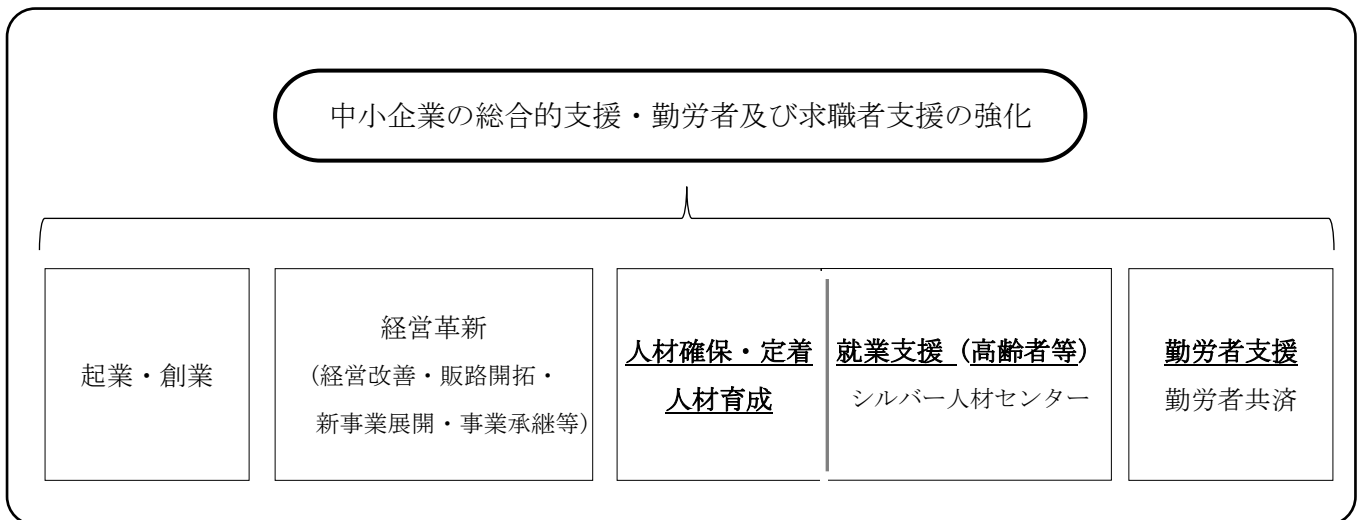
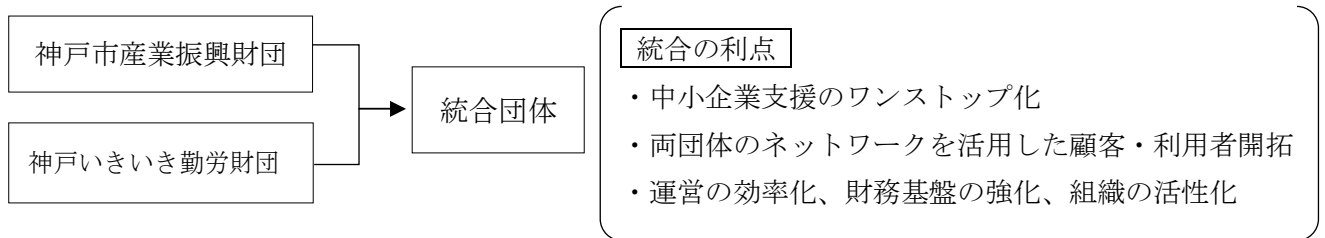
項 目	令和 3 年度	令和 4 年度		令和 5 年度	
	実 績	実 績	対前年度比	実 績	対前年度比
勤労者福祉共済事業会員数 ※各年度末時点での会員数	43,805 人	43,411 人	99.1%	43,635 人	100.5%
シルバー人材センター契約 金額	3,359 百万円	2,938 百万円	87.5%	2,724 百万円	92.7%
シルバー人材センター契約 件数	9,556 件	9,034 件	94.5%	8,254 件	91.4%
シルバー人材センター会員 就業率	53.4 %	51.6 %	96.6%	78.9 %	152.9%

（報告）公益財団法人神戸市産業振興財団と
公益財団法人神戸いきいき勤労財団の統合について

1. 統合の目的、基本的な考え方

- ・ 少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や大企業を中心とした採用意欲の増大等により、人材不足が市内中小企業の喫緊の経営課題となっている。
- ・ 本市においては、令和5年度から高齢者の就労支援事業を大幅に拡充しており、令和6年度からは若者の市内就職・市内居住の促進を目的とした「神戸市内企業住宅手当等支援補助金」を創設するなど、中小企業の人材確保に向けた取り組みを強化している。
- ・ これらの市の取り組みに合わせて、外郭団体においても、中小企業の支援を行う公益財団法人神戸市産業振興財団と高齢者の就業支援等を行う公益財団法人神戸いきいき勤労財団を統合することで、人材確保・定着・育成支援の強化を図り、中小企業に対する総合的支援を実施するとともに、勤労者への支援及び求職者への就業支援の強化を行う。

2. 統合のイメージ



3. 今後の進め方

現在、市及び両団体の三者で協議の場を設け、財務関係の課題整理や統合効果の最大化に向けた組織体制、事業内容の検討等を行っており、引き続き2025年4月を目標に統合手続きを進めていく。